

組 合 公 報

平成 27 年 11 月 10 日
富山市下野 995 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 076 (431) 8031

公告第 7 号

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 11 月 9 日付で下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 11 月 10 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

「第 2 章 組合員」を「第 2 章 組合員等」に改める。

第 6 条の 2 中「、第 106 条の 3 第 5 項」を「、第 110 条の 4 の 3 第 6 項」に、「、第 110 条の 6 第 6 項」を「、第 110 条の 6 第 5 項及び第 184 条第 3 項」に、「標準負担額減額認定証」を「限度額適用認定証」に改める。

第 10 条中「標準負担額減額認定申請書若しくは標準負担額減額認定証再交付申請書」、「施行規程第 106 条の 3 第 3 項の規定により標準負担額減額認定書若しくは」及び「施行規程第 110 条第 2 項若しくは」を削り、「提出する場合において」を「提出する場合について」に

改める。

「第 5 章 掛金及び負担金」を「第 5 章 報酬及び期末手当等」に改める。

第 18 条の 7 から第 18 条の 9 までを削り、第 18 条から第 18 条の 6 までを次のように改める。

(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)

第 18 条 地方公営企業法第 38 条（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 17 条第 1 項及び附則第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「令」という。）第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 地方公営企業法第 38 条の規定の適用を受ける職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)

第 18 条の 2 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役職員に係る令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

る。

- 2 特定地方独立行政法人の役職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

(海外派遣職員の報酬等)

第18条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 海外派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第18条の4 公益的法人等派遣職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

- 2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

(令第2条第5号に掲げる者の報酬)

第18条の5 令第2条第5号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとする。

(継続長期組合員の報酬等)

第18条の6 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第19条から第19条の2までを次のように改める。

(組合役職員の報酬等)

第19条 組合役職員（法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。

次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第19条の2 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

- 2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る令第41条の2に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬

又は給与とする。

「第 8 章 雑則」を「第 9 章 雑則」に、「第 7 章 内部監査」を「第 8 章 内務監査」に、「第 6 章 財務」を「第 7 章 財務」に改め、第 19 条の 2 の次に次の章を加える。

第 6 章 掛金等

第 20 条第 1 項中「掛金」を「掛金等（法第 114 条第 1 項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）」に、「払込んだときは」を「払い込んだときは」に改め、同条第 2 項中「掛金」を「掛金等」に、「払込んだ場合」を「払い込んだ場合」に改める。

第 25 条のみだし中「立会」を「立会い」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 組 合 員</u></p> <p>第5条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(組合員証の検認等)</p> <p>第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(第100条第2項、第100条の2第3項、<u>第106条の3第5項</u>、第110条の5第5項、<u>第110条の6第6項</u>)において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、<u>標準負担額減額認定証</u>、<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>、<u>特定疾病療養受療証</u>、<u>任意継続組合員証</u>及び<u>任意継続組合員被扶養者証</u>について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、理事長が別に定める。</p> <p>第7条 ～ 第9条の2 (略)</p> <p>(給付の請求等の手続)</p> <p>第10条 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書、<u>標準負担額減額認定申請書</u>若しくは<u>標準負担額減額認定証再交付申請書</u>又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合において、同条第2項の規定は、<u>施行規程第106条の3第3項</u>の規定により<u>標準負担額減額認定書</u>若しくは<u>施行規程第109条</u>の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は<u>施行規程第110条第2項</u>若しくは<u>第119条</u>の規定により組合員に通知する場合について準用する。</p>	<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 組 合 員 等</u></p> <p>第5条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(組合員証の検認等)</p> <p>第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(第100条第2項、第100条の2第3項、<u>第110条の4の3第6項</u>、第110条の5第5項、<u>第110条の6第5項</u>及び<u>第184条第3項</u>)において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、<u>限度額適用認定証</u>、<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>、<u>特定疾病療養受療証</u>、<u>任意継続組合員証</u>及び<u>任意継続組合員被扶養者証</u>について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、理事長が別に定める。</p> <p>第7条 ～ 第9条の2 (略)</p> <p>(給付の請求等の手続)</p> <p>第10条 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書 _____ 又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は、 _____ _____<u>施行規程第109条</u>の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は _____ _____<u>第119条</u>の規定により組合員に通知する場合について準用する。</p>	<p>章名の変更</p> <p>組合員証等の検認に関する引用条文及び様式名称の整備</p> <p>様式名称及び引用条文の整備</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第11条 ～ 第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 掛金及び負担金</u></p> <p><u>(派遣職員である組合員の仮定給料)</u></p> <p><u>第18条 法第139条に規定する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号。以下「派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)である組合員に係る組合の運営規則で定める仮定給料は、派遣法第7条の規定により定めることとされた条例により支給される給料に相当する額とする。</u></p> <p><u>(派遣職員である組合員の仮定期末手当等)</u></p> <p><u>第18条の2 派遣職員である組合員に係る組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、派遣法第7条の規定により定められることとされた条例により支給される期末手当に相当する手当とする。</u></p>	<p>第11条 ～ 第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 報酬及び期末手当等</u></p> <p><u>(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)</u></p> <p><u>第18条 地方公営企業法第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。</u></p> <p><u>(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)</u></p> <p><u>第18条の2 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する</u></p>	<p>章名の変更</p> <p>地共済法及び本組合法定款等に基づき本組合の組合員とされた者のうち、地方自治法第204条の規定の適用を受けない職員について、掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定するもの。</p> <p>(第18条～第19条の2まで)</p> <p>(1) 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p> <p>(2) 特定地方独立行政法人(公務員型)の役職員の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(公庫等に転出した継続長期組合員の仮定給料)</p> <p>第 18 条の 3 法第 140 条第 1 項に規定する継続長期組合員に係る同条第 1 項に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、継続長期組合員が同項に規定する公庫等職員となるために退職せず引き続き組合員として在職した場合に受けるべき給料に相当する額とする。この場合において、公庫等職員の等級については公庫等への転出の直前に定められていた等級によるものとし、昇給については昇給期間を 12 月とし、その期間を経過したときにおいて昇給があったものとみなす。</p> <p>2 公庫等職員の等級については、前項後段の規定にかかわらず、公庫等職員が転出前に所属していた市町村に勤務している者で、経歴、資格、勤続年数その他給料の決定の要素となるべき事項が当該公庫等職員とおおむね同格と認められるものとの均衡上必要があるときは、理事長は、任命権者の意見をきいて等級を変更することができる。</p>	<p>給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。</p> <p>2 特定地方独立行政法人の役職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。</p> <p>(海外派遣職員の報酬等)</p> <p>第 18 条の 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 海外派遣職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付</p>	<p>* 特定地方独立行政法人とは、地方独立行政法人のうち、役職員が地方公務員の身分を有する法人をいう。なお、現在、構成市町村に該当する法人はない。</p> <p>(3) 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」に基づき各地方自治体が制定した条例の適用による「派遣職員」の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(公庫等に転出した継続長期組合員の仮定期末手当等)</p> <p>第18条の4 法第140条第1項に規定する継続長期組合員に係る同条第1項に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、継続長期組合員が公庫等から勤務の対償として受ける給与のうち、3月を超えた期間ごとに受けるものとする。</p> <p>(公益的法人等派遣職員である組合員の仮定給料)</p> <p>第18条の5 公益的法人等派遣職員である組合員に係る公益的法人等派遣法第7条第3項に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、同法第2条第1項の規定による派遣が行われず引き続き常勤の職員である組合員として在職した場合に受けるべき給料に相当する額とする。この場合において、公益的法人等派遣職員の等級については公益的法人等への転出の直前に定められていた等級によるものとし、昇給については、昇給期間を12月とし、その期間を経過したときにおいて昇給があったものとみなす。</p>	<p>研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p> <p>(公益的法人等派遣職員の報酬等)</p> <p>第18条の4 公益的法人等派遣職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。</p> <p>2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。</p> <p>(令第2条第5号に掲げる者の報酬)</p> <p>第18条の5 令第2条第5号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとする。</p>	<p>(4) 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく「派遣職員」の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法施行令第2条第5号に規定する職員(「常勤的非常勤職員*」)の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p> <p>* 常勤職員に定められている勤務時間以上に勤務した日が18日以上</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>2 公益的法人等派遣職員の等級については、前項後段の規定にかかわらず、公益的法人等派遣職員が転出前に所属していた市町村に勤務する者で経歴、資格、勤続年数その他給料の決定の要素となるべき事項が当該公益的法人等派遣職員とおおむね同格と認められるものとの均衡上必要があるときは、理事長は、任命権者の意見を聞いて等級を変更することができる。</u></p> <p><u>(公益的法人等派遣職員である組合員の仮定期末手当等)</u></p> <p>第18条の6 <u>公益的法人等派遣職員である組合員に係る公益的法人等派遣法第7条第3項に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、公益的法人等派遣職員が公益的法人等から勤務の対償として受ける給与のうち、3月を超えた期間ごとに受けるものとする。</u></p> <p><u>(職員引継一般地方独立行政法人の役員である組合員の仮定給料)</u></p> <p>第18条の7 <u>法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人(以下「職員引継一般地方独立行政法人」という。)の役職員のうち役員である組合員に係る同条に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、その支給を受ける給与のうち法施行令(昭和37年政令第352号)第5条第1号の規定により算定された金額に相当する給与とする。</u></p>	<p><u>(継続長期組合員の報酬等)</u></p> <p>第18条の6 <u>継続長期組合員(法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</u></p> <p><u>2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>ある月が12月を超える職員で、引き続き勤務することが見込まれ、任命権者が認めた者をいう。</p> <p>(6) 継続長期組合員*の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p> <p>* 組合員が任命権者の要請により引き続いて法律で定める公庫等の職員となるため退職した場合で、年金(長期給付)に関しては、その退職はなかったものとみなされ引き続き組合員とされる者をいう。</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の仮定給料)</p> <p>第18条の8 <u>職員引継一般地方独立行政法人の役職員のうち職員である組合員に係る法第141条の2に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、その支給を受ける給与のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与とする。</u></p> <p>(職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員の仮定期末手当等)</p> <p>第18条の9 <u>職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員に係る法第141条の2に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、その支給を受ける給与のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与とする。</u></p> <p>(組合役職員の掛金の標準となるべき仮定給料)</p> <p>第19条 <u>法第141条第1項に規定する組合役職員の掛金の標準となるべき仮定給料は、富山県市町村職員共済組合職員の給与に関する規程(以下「職員給与規程」という。)第2条に規定する給料に相当する給与とする。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(組合役職員の報酬等)</p> <p>第19条 <u>組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</u></p> <p>2 <u>組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。</u></p>	<p>(7) 本組合の職員の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(組合役職員の仮定期末手当等)</p> <p><u>第 19 条の 2</u> 法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員の仮定期末手当等は、職員給与規程第 2 条に規定する期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(新規)</p> <p>(過払込みの掛金等)</p> <p><u>第 20 条</u> 市町村が組合員の掛金を超過して組合に払込んだときは、組合は、</p>	<p>(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)</p> <p><u>第 19 条の 2</u> 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第 41 条の 2 に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。</p> <p><u>2</u> 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る令第 41 条の 2 に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。</p> <p>第 6 章 掛金等</p> <p>(過払込みの掛金等)</p> <p><u>第 20 条</u> 市町村が組合員の掛金等(法第 114 条第 1 項に規定する掛金等をいう。以下同じ。)を超過して組合に払い込んだときは、組合は、</p>	<p>(8) 地方独立行政法人法に基づく職員引継、定款変更及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員の掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定。なお、現在、構成市町村に該当する法人はない。</p> <p>章の追加</p> <p>年金に関する組合員の負担分は、これまで長期給付掛金のみであったが、被用</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>その超過した部分をその者の次回の掛金等に充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの掛金等があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき掛金 以外の金額を超過して組合に払込んだ場合 について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 財 務</p> <p>第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 内部監査</p> <p>第22条 ~ 第24条 (略) (監査の立会)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条・第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑 則</p> <p>第28条 ~ 第30条 (略)</p>	<p>その超過した部分をその者の次回の掛金等に充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの掛金等があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等 以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合 について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 財 務</p> <p>第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 内部監査</p> <p>第22条 ~ 第24条 (略) (監査の立会い)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条・第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p> <p>第28条 ~ 第30条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。</p>	<p>者年金制度の一元化に伴い組合員保険料と退職等年金分掛金になることなどから、過払込みの際の掛金等について、引用条文を明記するとともに、字句を修正するもの。</p> <p style="text-align: center;">第6章から第8章までの名称を変更</p> <p style="text-align: center;">本組合の定款の表示に合わせる字句の修正</p>

理 由 書

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）」、地方公務員等共済組合法及び施行令の一部改正等の施行に伴い、本組合における掛金等及び給付額の算定が標準報酬制に移行されたことから、政省令において運営規則で定めることとされた組合員の報酬及び期末手当等の範囲など必要な事項について変更するもの。

< 主な内容 >

- 1 組合員証等の検認に関する引用条文及び様式名称の整備（第 6 条の 2）
- 2 給付の請求等に関する手続きに係る引用条文等の整備（第 10 条）
- 3 組合員のうち、地方自治法第 204 条の規定の適用を受けない職員※に係る掛金等の算定対象となる報酬及び期末手当等の範囲を規定
 - ※ (1) 地方公営企業法の規定の適用を受ける職員（第 18 条）
 - (2) 特定地方独立行政法人の役職員（第 18 条の 2）
 - (3) 海外派遣職員（第 18 条の 3）
 - (4) 公益的法人等派遣職員（第 18 条の 4）
 - (5) 令第 2 条第 5 号に掲げる者（常勤的非常勤職員）（第 18 条の 5）
 - (6) 継続長期組合員（第 18 条の 6）
 - (7) 本組合の職員（第 19 条）
 - (8) 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員（第 19 条の 2）
- 4 年金に係る組合員の負担分について、これまでの長期給付に係る掛金から厚生年金に係る組合員保険料と退職等年金分掛金に変更されたことに伴う、引用条文の整備と字句の修正（第 20 条）
- 5 本組合定款の表記に統一するための字句の修正（第 25 条）